

男女共同参画・多様な視点

# みんなで備える 防災・減災のてびき

解説編



この解説編は、自主防災組織や自治会、各種団体、企業など地域防災に関わる方々が、「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」を活用して地域の防災訓練や防災に関する学習会等を実施する際に参考となるよう、てびきの補足説明や避難所生活の進め方、男女共同参画・多様な生活者の視点等からの留意点についてまとめたものです。

男女共同参画社会の実現、それは女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。

宮城県では男女共同参画推進条例や男女共同参画基本計画に沿って、男女が互いの人権を尊重しつつ共に責任を分かち合い、性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮できる社会をめざしています。

**男女共同参画サイト とらい・あぐる・みやぎ**  
(宮城県共同参画社会推進課 男女共同参画推進班ホームページ)

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/>

平成25年11月発行  
発行者 / 宮城県

このてびきは、下記資料と「男女共同参画・多様な視点での防災ガイド」作成委員会でのご意見を基に作成しています。

《主な参考資料》内閣府(防災担当)：避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

内閣府男女共同参画局：男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

宮城県地域防災計画

《作成委員会》学識経験者、自主防災組織・自治会等地域住民代表者、市町村担当者

宮城県(総務部・環境生活部・保健福祉部)

●このてびきについてのお問い合わせは 宮城県環境生活部共同参画社会推進課 TEL 022-211-2568

# 平常時からの備えについて

## 家族で話し合っておきましょう

- 災害時の共通の連絡先、安否確認の方法、避難場所を複数決めておく
- 緊急連絡カードを作成し、話し合っておいたことや家族の連絡先・電話番号、普段処方されている薬の種類・量・服用方法などをまとめ、持ち歩く

災害時は、停電や通信の混雑等により固定電話や携帯電話、メール、パソコン等が使えなくなる場合があります。そうした事態に備え、安否確認など家族で連絡をとるための手段を2つ以上準備しておくことが大切です。災害時伝言サービスなどは事前に体験し使い方に慣れておきます。

例：「災害用伝言ダイヤル171(毎月1日・15日に体験サービス有り)」や「携帯電話各社による災害用伝言板」の利用、「遠方の親戚・知人等を連絡先として、公衆電話(災害時に通常の電話よりもつながりやすい)を使用して安否を知らせる」など

## 備蓄：個人や家庭のニーズに応じて備蓄を工夫しましょう

- 災害時に必要な食料や生活用品等をニーズに応じて最低3日分備蓄
- 食物アレルギー等対応の備蓄は、個人での備蓄以外に災害時にどこで入手が可能か要確認
- 地域での備蓄品目は、女性や妊産婦、乳幼児のいる家庭、高齢者、障害者など地域の多様な生活者の意見を反映して選定
- 早期に必要な生活用品は、一つの袋に入れてセットで備蓄が使用時に便利

## 個人・家庭の備蓄、地域での備蓄のポイント

災害直後は、救援活動が始まるまで食料等の確保が十分にできないことが想定されます。「自助」として、個人や各家庭に必要な食料・飲料水、生活必需品等を備えておくことが重要です。2013年の防災白書では、家庭の災害備蓄の遅れが指摘されています。平時からの備えとして個人や家庭の備蓄を呼びかけることが、地域防災としても大切です。

備蓄品は、「非常持ち出し品」(避難時に持ち出す必要最低限の備え)と「非常備蓄品」(避難後の生活を支える備蓄品)に分けて備えます。非常備蓄品は最低3日分をめやすに備え、非常持ち出し品とともに年1回は点検をしましょう。

食物アレルギーや食事制限等がある場合は、個人での備蓄以外にも、災害時にどこで入手が可能か、地域で備蓄されているかなど、日頃から確認しておくことが大事です。

### ●非常備蓄品(一人分)例

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 飲料水～9リットル(3リットル×3日分)                                | <input type="checkbox"/> 卓上コンロ・固形燃料などの燃料 |
| <input type="checkbox"/> 食料～ご飯(アルファ米・レトルトなど4～5食分)、<br>レトルト食品、缶詰、インスタントラーメンなど | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ           |
|  | <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池、ろうそく    |

※家族構成に応じて、お年寄りや乳幼児用食品、携帯トイレ・トイレ用ペーパーも用意

### ●非常持ち出し品リスト(例) ※家族構成等に合わせて工夫しましょう。

食料品等	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 缶切りやナイフ	<input type="checkbox"/> 食料(レトルト食品、缶詰、乾パン・クラッカーなど)
	<input type="checkbox"/> 鍋や水筒	<input type="checkbox"/> 粉ミルク・哺乳瓶	
衣類等	<input type="checkbox"/> 下着(家族分)	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 靴下
		<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 紙おむつ
救急・安全	<input type="checkbox"/> 救急医薬品(常備薬等)	<input type="checkbox"/> ヘルメット(防災ずきん)	
	<input type="checkbox"/> 靴	<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> マスク
			<input type="checkbox"/> 予備のめがね、補聴器
貴重品	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 預金通帳	
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> お薬手帳、介護保険証
日用品	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 筆記用具	
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、予備の電池	<input type="checkbox"/> ビニールシート	
	<input type="checkbox"/> ライター(マッチ)	<input type="checkbox"/> 厚手のビニール袋	
	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器	
	<input type="checkbox"/> ティッシュ、ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> 生理用品・ 生理用ショーツ	
	<input type="checkbox"/> 食品用ラップ		

●非常持ち出し品は、非常持ち出し袋(リュックサック)に入れて、一度背負って自由に動けるか確認してみましょう。  
●女性や妊産婦、乳幼児、要介護者、障害者等がいる家庭では、必要なものを追加しましょう。

〔宮城県危機対策課HP〕より抜粋

※東日本大震災では、乳幼児用ミルクがあっても「哺乳瓶」や「哺乳瓶用の消毒剤」「湯沸かし器具」がなくて困ったケース、ベビーフードがあっても「スプーン」がないケース等が聞かれました。こうしたことは見逃されがちにだけに、個人や家庭の備蓄でも地域の備蓄でも、ニーズに応じて“セットで備蓄”するなど工夫が必要です。

紙おむつ用品	離乳食用品
小児用紙おむつ、おしりふき、ごみ袋、乳幼児用着替え、ベビーバス(赤ちゃんのお尻洗いに必要)	ベビーフード(含：アレルギー対応食)、スプーン

※生理用品セットの中の「おりものシート」は、避難生活が長期化し、下着の替えがないときにも重宝されました。

■地域には妊産婦や乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者をはじめ様々な住民がいます。地域で備蓄する場合は、備蓄品目の選定に女性も入り、男女双方の視点や要配慮者など地域の多様な生活者の意見を反映できるようにすることが大切です。

備蓄方法として、早期に必要な物資はセットで備蓄して一つの袋に入れておくと、円滑な供給にも役立ち、生理用品や大人用おむつなどを被災者が中身を他人に知られずに受け取ることができます。

\*要配慮者とは、妊産婦や乳幼児、高齢者、障害者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、言葉の通じにくい外国人など、災害時に特に支援や配慮が必要な人のことです。

■地域の備蓄物資は、備蓄物資の品目・数量・備蓄場所等を記載した備蓄台帳を作成し、定期的に点検して管理することが必要です。アレルギー等により特定の用品以外は受け付けない体質等のケースもあるため、メーカー名や製品名も記載しましょう。また、避難所の備蓄として、感染症予防のための「マスク、手指消毒液」等の備蓄も大切です。

## 大事な情報を得るための手段を複数確保しておきましょう

東日本大震災における要配慮者支援の課題の一つとして、「避難に必要な情報があれば自力で避難できた要配慮者が、情報が手に入らなかったために亡くなった」ことが挙げられています。妊産婦・乳幼児世帯・要介護高齢者・障害者・外国人等の要配慮者に対して、災害時に安全確実に避難できるように、地域での広報の方法や携帯電話・ラジオの活用等情報を確実に得るための複数の手段を周知しておくことが必要です。





# 防災知識の普及、訓練

## 防災訓練や学習会を工夫し、男性も女性も多様な世代が参加するようにしましょう

- 性別や年齢、障害等々にかかわらず様々な住民が参加する実践的な防災訓練等の工夫
- 妊産婦や乳幼児を連れた保護者、高齢者、障害者等の避難誘導や避難介助の工夫
- 訓練では、性別や年齢等で役割を固定化しない ●情報を得るための複数の手段を確保
- 地域住民等による避難所運営委員会 ●「受援力」を高める

## 防災訓練、防災に関する学習会のポイント

災害発生の時間帯や曜日等様々な状況によって、地域には“高齢者と乳幼児をもつ母親が多い”“一人暮らしの人が多く男性は働きに行き家にはいない”など、地域の実情も避難等の災害対応の仕方も異なってきます。また、東日本大震災後の自主防災組織への調査では、震災前の防災訓練の仕方について“避難所運営の訓練をしていなかった”“災害発生時の想定が固定的であり役に立たなかった”などの反省の声も聞かれました。このようなことから、防災訓練は男性も女性も災害時に支援が必要な人も、多様な世代・多様な生活者が多数参加し、「災害発生時の想定」「行政、関係機関・団体等との連携」「訓練内容」などを工夫し、より実践的で実効性のある訓練にすることが重要になっています。

災害発生時の想定	昼間・夜間・平日・休日、災害の種類や被害想定など様々な条件を想定
連携	行政、地域の保育所・幼稚園や学校、避難施設、防災関係組織、企業等 ※訓練を通して、それぞれの役割や位置づけを明確にすることが大切です。
防災訓練・学習会の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安否確認、避難経路・避難時間の確認</li> <li>●妊産婦・乳幼児・高齢者・障害者等の避難誘導や避難介助訓練</li> <li>●避難所や仮設トイレの設置訓練 ●避難所開設・運営訓練</li> <li>●防災機材(消火器、発電機など)の点検・取扱い訓練</li> <li>●救急救護、炊き出し ●避難図上訓練</li> <li>●NPO・NGO・ボランティア受入体制の整備</li> </ul> ※中高生等の参加を呼びかけて訓練している地域もあります。

\*妊産婦や乳幼児のいる保護者、要介護高齢者、障害者等が参加することで、地域では安全で確実な避難誘導や避難介助について具体的に検討することができます。また要配慮者も自ら避難方法など災害対応について情報を得たり考えたりする機会でき、地域の人とのつながりを深めることにもつながります。

### 性別や年齢等で役割を固定化しない

訓練で仕事を分担する際は、“女性は家事が得意だから炊き出し”など性別で仕事を割り振るのではなく、個人の能力や特技、自主性を尊重することが大切です。性別や年齢で役割を固定化することは、災害時に「女性だから男性だから、この仕事をして当たり前」という意識を強め、特定の人に負担が偏ることにもつながります。

### 地域住民による避難所運営委員会

○平常時から指定避難所の地域住民等で「避難所運営委員会」を組織し、災害時に備えて「施設の解錠(含：鍵の管理)」や、男女共同参画等の視点から「避難所の運営体制」「避難所のレイアウト」「生活のルール」などについて地域の実情に合わせて検討をし、地域の防災訓練や学習会等で周知しておくことが、地域住民の防災意識や防災力を高める上で重要となっています。

※東日本大震災では、避難所運営の知識の有無にかかわらず避難所運営を担った被災者も多く、そうした運営責任者たちが集まって避難所運営のノウハウを共有し合う場を定期的に設定したケースもありました。平常時から、運営に必要な仕事や組織の編成方法、男女共同参画等の視点からの留意事項について防災学習会等で理解を広げることが大切です。

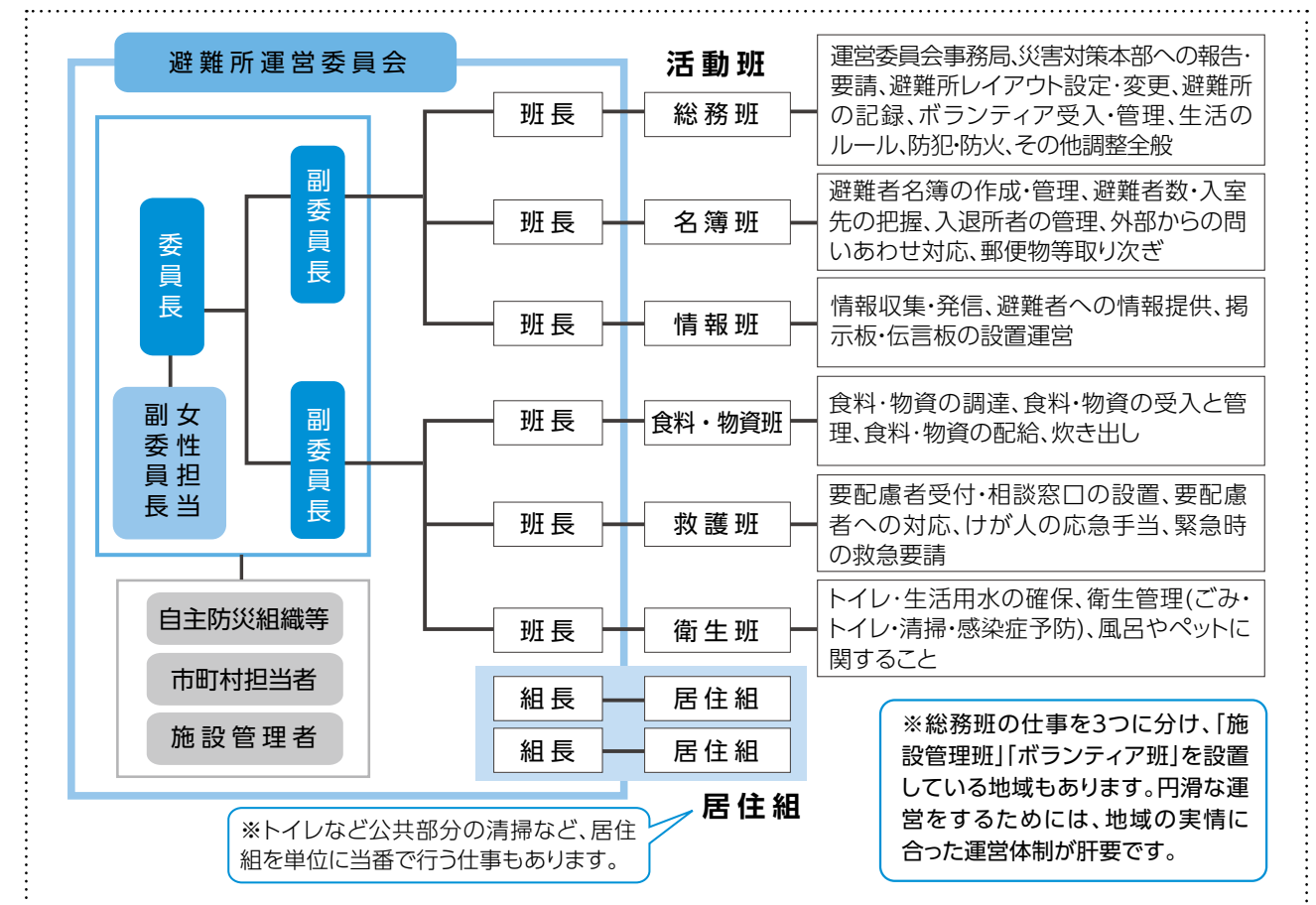
○日頃から、地域に“どのような専門家がいるか”や“災害時にお手伝いをしてくれる人”を把握し、予め支援者を募り登録等をしておくと、災害時の対応体制づくりに役立ちます。

## 避難所運営委員会の組織（例）

- 避難所運営委員会は、「自主防災組織等地域住民の代表者」「市町村避難所担当職員」「施設管理者」で構成します。
  - 避難所運営組織のリーダーは、自主防災組織等を中心に事前に決めておきます。災害直後の避難所準備から開設当初までは、これらの人たちが施設管理者や市町村職員と協力して運営にあたります。災害の規模や状況によってリーダーやメンバーが揃うとは限りませんが、日頃から運営委員会を組織し活動することが非常時に活動できるリーダーの育成にもつながります。
- 避難所が落ち着いてきたら、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に移行します。

- 責任者が不在になる事態に備えて、引き継ぐ人の順位を3～4番目くらいまで決めたり、代理の選出方法を検討しておきます。
  - 運営組織には男女両方が参画するとともに、運営委員会の役員には、女性が3割以上参画することを目指すなど、運営に女性が参画しやすい体制を工夫します。
- ※組織の中に、委員長付女性担当の副委員長(女性)を位置付けている地域もあります。

■下の図は、運営組織(例)です。責任者の数や活動班など地域の実情に合わせて設置しましょう。



## ボランティアを受け入れる『受援力』(支援を受ける力)を高める

東日本大震災では、支援団体が被災地や避難所等への支援を行おうとしたとき、ボランティアを受け入れる窓口を始めてとして受入体制が整っていないために迅速な支援が難しかったという課題がありました。被災地の復旧・復興には、ボランティアの支援力とともに、受入側の「受援力」を高めることが求められています。

例えば、「地域でボランティアを受け入れる場合の市町村窓口や受け入れる場合の流れ・留意点などについて確認する」「防災ボランティア活動について、基本的な知識や依頼するときのノウハウ等を学ぶ」「土地勘のないボランティアのために、危険箇所等の情報をまとめた地域マップを整理しておく」等々、ボランティアの力が十分に発揮できるように体制を整備しましょう。

※ 防災ボランティアのページ (内閣府 防災情報のページより) ▶<http://www.bousai-vol.go.jp/>

## もし大規模な災害が起きて、避難所での生活になったら

過去の大震災や東日本大震災の経験から、大規模災害では行政も被災し細やかな避難所運営が困難であることが分かっており、避難所を円滑に運営しかつ被災者の自立を促進する上で、避難住民等の自治組織が避難所の運営に関わることが重要とされています。

そこで、地域の防災対策として、事前に避難所運営の具体的手順を始め男女共同参画及び要配慮者等多様な生活者の視点からの配慮事項等について話し合い、住民と関係者間で共通認識を深めておくことが大切です。

※宮城県の調査から、東日本大震災以前に避難所運営マニュアルを策定していたのは県内13市町村で、そのうち男女共同参画の視点を取り入れていたのは7市町村という状況が明らかになっています。地域防災を進める中で、地域の実情に即して男女共同参画や多様な生活者の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの策定が求められています。

### 避難所の役割

- 災害の直前と発災当初は「生命の確保と安全な避難施設の提供」、その後は「生活の場、生活再建を支える拠点施設」へと、時間の経過によって変化していきます。
- 地域支援の拠点として、在宅避難者等を含めた被災者への支援の場所となります。

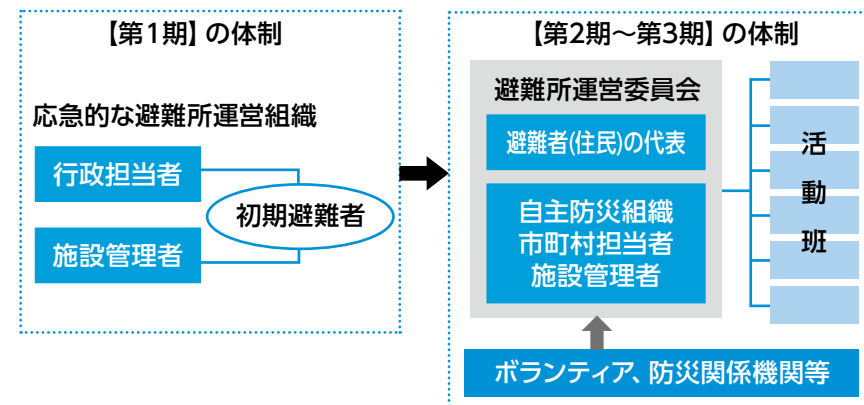
※東日本大震災では、乳幼児世帯・要介護者世帯・障害者世帯等で避難所の生活環境の課題から避難所で生活できず、被災した自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者が多くいましたが、必要な情報や物資、支援が届かなかったり、避難所の支援物資が在宅避難者には配布されなかったりするケースがありました。

### 避難所の運営体制・組織(例)

第1期となる災害発生直後～24時間の運営体制は、図のようになります。

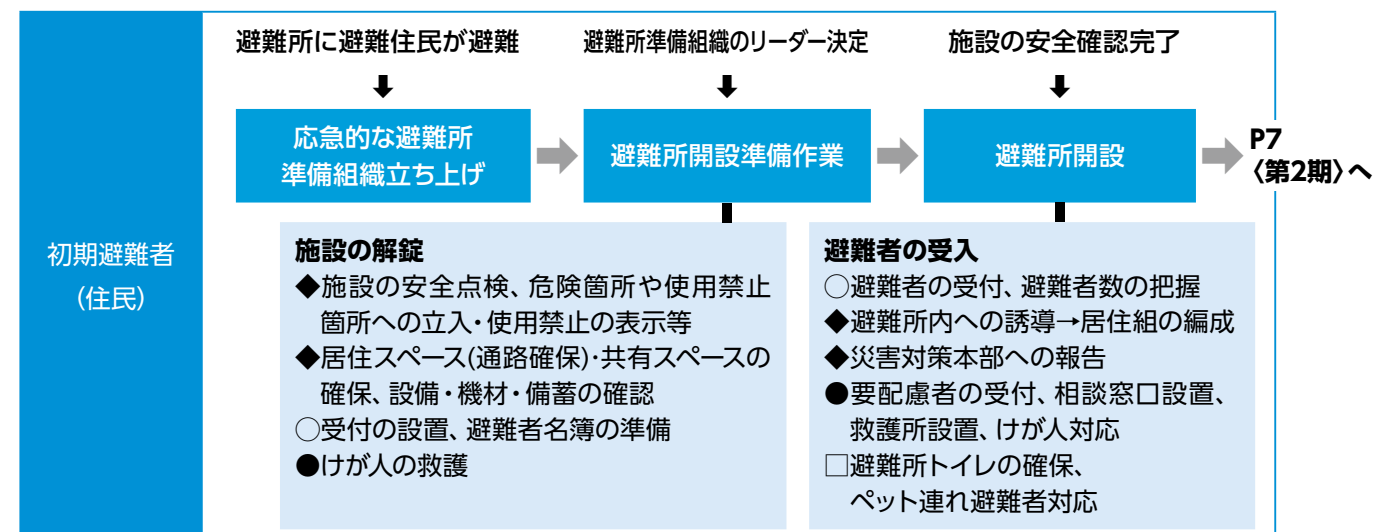
第2期からは、自治的な避難所運営組織への移行を図ります。  
(運営組織は、P4参照)

※市町村や災害の状況によって運営体制等は異なります。



### 避難所の仕事の流れ(例)

#### 〈第1期〉 災害発生直後～24時間



※P4の組織図で仕事を分担すると、◆=総務班、○=名簿班、●=救護班、□=衛生班

### 避難所の開設

#### ～プライバシーや安全・安心な空間を確保しましょう

- 開設当初から、授乳室・男女別トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・救護室を設置  
※昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
- ユニバーサルトイレ、高齢者等のための洋式トイレや簡易ベッドの準備
- 妊産婦、乳幼児・高齢者・障害者世帯、単身女性や女性のみ世帯など、被災者の状況に応じてエリアを設定
- 妊産婦や乳幼児、高齢者等の健康に配慮し、感染症予防対策等の衛生的な環境を確保

### 避難所開設当初のポイント

#### ◆居住スペースの確保(総務班)

- 通路を確保し、間仕切りなどで最低限のプライバシーを確保することが必要です。
- 居住スペースの割当ては、各世帯の出入りや安全性確保面から一人分は通路側に面するようにします。間仕切りの設置で死角ができないように留意しましょう。
- 乳幼児世帯、要介護高齢者世帯、障害者世帯、感染症患者等は、できるだけ専用の個室(福祉避難室用スペース)を設けます。ただし、入室は被災者自身の選択を尊重しましょう。
- 居住組の編成では、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境をつくることに配慮し、「住んでいた地区ごと」「地区外からの避難者」などで編成します。安全・安心面から「単身女性や女性のみ世帯」のエリアの設定にも配慮しましょう。
- 高齢者や障害者等で布団での寝起きが困難な人のために、簡易ベッドの準備も必要です。

#### ◆共有スペースの確保(総務班)

- 避難者が入所してから避難所内部の空間レイアウトの設定を変更するのは難しいため、開設に当たって予め授乳室・男女別トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・救護室等を設置することが、プライバシーや安全・安心の確保につながります。防犯面から安全な場所に設置します。
- 受付は避難場所の入口近くに設置し、避難者以外の居住空間への立入を制限します。女性や子どもへの安全確保の面から外部からの不審者の侵入を防ぐことが大切です。また、夜間は出入り口を施錠するなど、開設当初から防犯対策が必要です。

#### ◆避難所内への誘導(総務班)

- 妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者は、希望に応じて優先して避難所内に誘導します。

#### □避難所トイレの確保(衛生班)

- 明るく安全に行ける場所に男女別で設置します。男性に比べて女性の方が混みやすいことから女性用トイレの数を多めにしましょう。国際的基準では男性1:女性3となっています。
- 高齢者用の洋式トイレも確保し、要配慮者専用の男女共用ユニバーサルトイレの設置など避難者の実情に応じて工夫が必要です。



## コミュニケーションを大切にしながら、よりよい生活環境をつくりましょう

- 運営には男女両方が参画し、役員の3割以上は女性になるように工夫
- 「避難所の生活のルール」と「避難者名簿」の作成 ※個人情報の管理の徹底、DV等の被害者への配慮
- 避難所の仕事をみんなで分担し、特定の人にだけ負担がかからないように工夫
- 被災者のニーズの把握 ●女性用品などの配布方法の工夫
- 情報の確実な伝達 ●女性や子どもの安全対策 ●子どもの生活環境への配慮

○避難所の運営にあたっては、避難者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を配慮し、「一番困っている人」から柔軟かつ迅速、臨機応変に対応することが大切です。

### 〈第2期〉 24時間 → 48時間

避難所運営委員会	避難住民による避難所運営委員会立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営全般の調整</li> <li>・ルールの決定・変更・徹底</li> <li>・避難者の要望・意見の取りまとめ</li> <li>・運営会議の開催</li> <li>・市町村や関係機関との連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期化に伴う運営体制の再構築</li> <li>・多様化するニーズへの対応</li> </ul>
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆居住組発表 →各居住組で組長・副組長を互選 →各居住組から各活動班の構成員を選出→活動班を設置</li> <li>◆避難所生活のルール提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所運営委員会事務局業務</li> <li>◆災害対策本部への定時報告</li> <li>◆ボランティア派遣要請・受入</li> <li>◆防犯・防火のための夜間巡視</li> <li>◆火気厳禁の徹底</li> <li>◆避難所内の秩序維持対応</li> <li>◆在宅被災者への対応</li> </ul>	<p>〈長期化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆居住・共有スペースの再編</li> <li>◆暑さ寒さ対策</li> </ul>
名簿班	○避難者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の入所・退所の管理</li> <li>○外部からの問い合わせ対応</li> <li>○郵便物・宅配物取り次ぎ</li> </ul>	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者への情報提供(被害情報、復旧情報、生活支援情報等)</li> <li>■掲示板・伝言板の設置運営</li> <li>■避難者への安否確認の窓口</li> </ul>		
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>*食料・物資の必要数の把握</li> <li>*備蓄物資の活用</li> <li>*食料・物資の調達・受入・管理</li> <li>*食料・物資の配布 *炊き出し</li> </ul>	<p>〈長期化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*食事メニューの多様化、栄養バランスへの配慮</li> <li>*衛生面に配慮した着替え用衣類の確保</li> </ul>	
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要配慮者名簿の作成</li> <li>●要配慮者への対応</li> <li>●相談窓口での対応(男女両方を配置)</li> <li>●救護体制の確保</li> </ul>	<p>〈長期化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●心のケア</li> <li>●避難所の子ども、自立困難な人への対応</li> </ul>	
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>□生活用水(飲料水、手洗い・洗顔・食器洗い用、トイレ用)の確保</li> <li>□衛生管理体制の確立</li> <li>・トイレの運用、衛生管理、使い方指導</li> <li>・ごみの出し方の周知徹底 (マスク着用)</li> <li>・避難所内の清掃指導、土足厳禁</li> <li>・ペットへの対応</li> </ul>	<p>〈長期化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□入浴機会の確保</li> <li>□洗濯の機会の確保</li> </ul>	

※各種活動で、「男女のニーズの違い」「要配慮者への配慮」「プライバシーへの配慮」が行われるよう留意します。

## 被災者の多様性に配慮した運営上のポイント

### ◆居住組や活動班のメンバーや責任者の工夫 (総務班)

- 各活動班のメンバーや責任者には、男女両方が入るようにします。性別や年齢、立場等で特定の人にだけ負担がかからないように、男女が共同で作業したり、ローテーションを工夫したり、責任者を交代制にしたりすることが大切です。

※東日本大震災では、一度食事づくりを手伝ったらずっとその担当になり、避難生活が長期化する中で負担が増大したケースや責任者が仮設等へ抜ける中で次の責任者が見つからないケースもありました。

### ◆「避難所生活のルール」の作成 (総務班)

- 避難所の秩序を保つためにも早期に「生活のルール」を提示することが必要ですが、混乱期での作成は困難なため、平常時に基本となるルールを作成して準備しておくことが重要です。

例：運営方法、開設期間、避難者名簿、使用禁止場所、食料・物資の配布、消灯時刻、清掃・ごみ処理、飲酒・喫煙の取扱い等々

### ○避難者名簿の作成～個人情報保護の徹底 (名簿班)

- 避難者名簿を作成する際は、世帯単位で情報を整理するとともに、必要な物資・サービス等の個別ニーズを把握するため、個人の状況についても把握が必要です。避難者名簿の様式を予め作成し避難施設に保管しておくことと停電時等すぐに作成作業に入ることができます。
- DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者は、避難者名簿に記載され公表されることによって、加害者に居所を知られ危害をうける恐れもあることから、東日本大震災では、DV被害者からの申し出により、避難者名簿に載せないという配慮をした事例もあります。

#### 【記入項目】

氏名、性別・年齢、生年月日、健康状態、保育・介護の有無、個人情報の開示・非開示の要望、その他

### \*物資の配布～女性用品の配布 (食料・物資班)

- 女性用品は女性担当者から配布するとともに、女性用更衣室やトイレ、女性専用スペースに置くなどの工夫も必要です。また、在宅避難者や避難所以外に避難している被災者にも女性用品や乳幼児用品等の物資を提供しましょう。
- 避難所に届いた物資は、避難所入所者だけでなく、在宅避難者等も含めて支援の対象となります。

### ■被災者の多様性に配慮した情報提供の工夫 (情報班、救護班)

- 高齢者や視覚・聴覚障害者・外国人への不安を取り除き、ニーズを把握するためには、情報の確実な伝達やコミュニケーションの確保が重要です。ラジオ、文字放送対応テレビ、筆談用の紙と筆記用具、辞書、通訳者など、避難者の状態に応じて多様な情報伝達手段を用意しましょう。

### ●妊産婦・乳幼児への配慮（救護班）

- 東日本大震災では、妊産婦や乳幼児への支援が手薄だったことが報告されており、妊産婦等を被災地外に避難させようと考えたとき、家族や親族、地域が好意的でない事例もありました。災害時に健康を害するリスクの高い妊産婦や乳幼児への配慮の必要性を認識しておくことが大切です。
- 必要に応じて、妊産婦や母子専用の休養スペースを確保したり、食事や保温等の生活面の配慮をしたりすることが必要です。医療、保健、福祉等の専門家と連携して対応しましょう。
- 母乳育児中の母子には、母乳が継続して与えられる環境を整えることや母乳が不足する場合等は哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えた上で粉ミルクを使用することが必要です。

### ◆防犯対策～女性や子どもの安全・安心の確保（総務班）

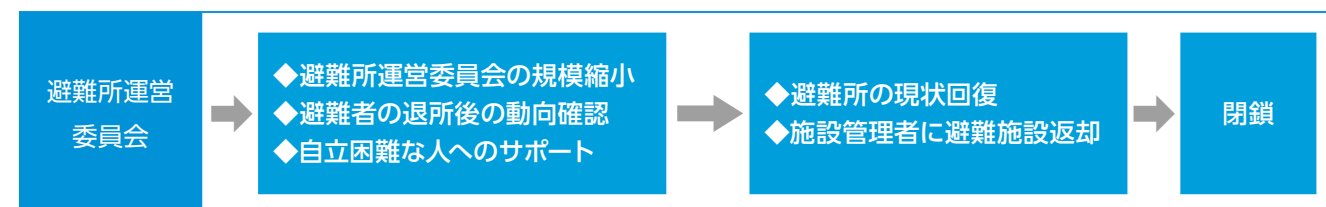
- 東日本大震災では、避難所で知らない人が隣に寝ていて身体を触られた、更衣室をのぞかれたなどの相談も寄せられましたが、避難所運営の中で女性や子どもへの暴力を防ぐ取組をしたところは少ない状況でした。こうしたことは暗がりや夜間に起きるとは限りません。避難所の管理・運営では、暴力やストーカー行為等を許さない環境づくりを行うとともに、被害者に対して相談窓口の情報を提供するなど適切な対応をすることが必要です。
- 仮設トイレ、更衣室、授乳室、休養スペースは、昼夜を問わず安心して使える場所に設置し、暗い場所等には照明を付けるなど工夫します。
- 巡視の際は、腕章等をつけるなど、関係者であることが分かるようにしましょう。

## 避難所の長期化への対応のポイント

- \*避難生活の長期化に伴って被災者のニーズは多様化します。意見や要望など声に出しにくい人もいることに配慮し、ニーズの把握方法を工夫して、物資の調達・供給等しましょう。
- ◆避難者の減少に応じて、協議して居住組の再編をしたり、避難者の要望に応じて「子ども部屋・勉強部屋」などのスペースを設けたりします。
- 避難生活が長期化すると、ストレスや衛生・健康面でのケアが特に重要となります。
  - ストレスから女性や子どもへの暴力が懸念されることから、県や国等の相談窓口を周知したり、DV相談については、女性専用のスペースやトイレに相談案内を置くなど工夫しましょう。
  - プライバシーの確保や行政と連携しての健康相談、入浴・洗濯、被災者が集える場やストレスを和らげる機会を設定するなど、心身の健康を維持する取組が必要です。

※東日本大震災では、避難所において、外部の支援団体との連携による足湯やハンドマッサージ、健康教室、手仕事や子どもの遊び支援など様々な支援が行われました。

### 〈第3期〉 避難所閉鎖

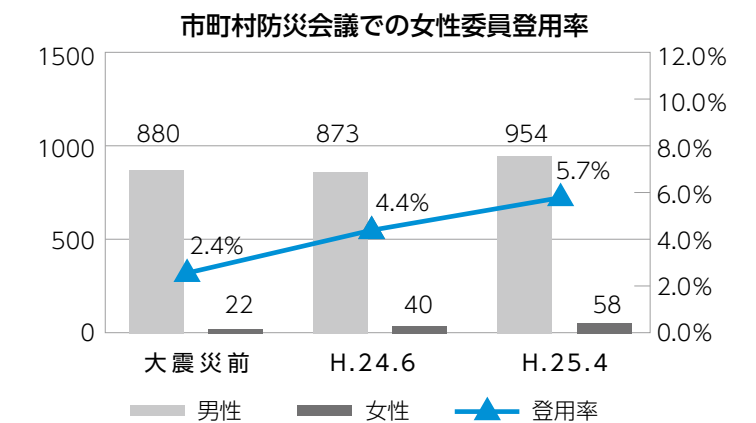


## 日頃から、男女がともに担い支え合う 地域づくりに努めましょう

- 東日本大震災では、男女が協力し合いコミュニケーションをとることのできた避難所や女性責任者がいた避難所では、女性の生活者としての視点が活かされ避難者のニーズ把握など細やかな運営がなされたところが多かったことが報告されています。一方、男性だけがリーダーになったり、女性が責任者になることを避けたりする傾向があったとも言われています。

日頃から女性が、防災分野を始め地域における様々な方針決定過程の場に積極的に参画し、地域における男女共同参画を推進することが、今後の地域防災力の向上を図る上でも大変重要となっています。

- 防災分野の審議会等では、従来から男女共同参画が進まず、宮城県内の市町村防災会議でも、東日本大震災以前に女性委員を登用していたのは、35市町村中9市町村（25.7%）でした。現在（H25.4）は20市町村（57.1%）と増加しましたが、市町村防災会議での女性委員の登用率をみると、大震災以前の2.4%から5.7%に上昇したものの、やはり低い状況となっています。



東日本大震災後、国の「防災基本計画」や「東日本大震災からの復興の基本方針」等で、防災や復興における女性参画の促進・拡大の方針が示され、防災会議への女性の参画を促進するため災害対策基本法も改正されました。

「防災基本計画」や「宮城県地域防災計画」では、男女共同参画その他の多様な視点が取り入れられ、宮城県内市町村の地域防災計画でも同様の視点に配慮した改正が進みつつあります。

- 宮城県内市町村で、男女共同参画基本計画を策定しているのは、平成25年4月現在で35市町村中19市町村（54.3%）となっています。

宮城県の男女共同参画を推進する上で、市町村での基本計画の策定が期待されています。

宮城県では、平成13年8月1日に施行された宮城県男女共同参画推進条例に基づき、平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を推進してきました。男女共同参画社会の実現に向けて、現在は第2次男女共同参画基本計画（平成23年度～平成28年度）に沿って、引き続き各種施策を推進しています。

宮城県の男女共同参画の各種施策等については、男女共同参画サイト「とらい・あぐる・みやぎ」(<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/>)をご覧ください。